

経理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の経理に関して必要な事項を定め、組合の財務状態及び事業成績を明らかにすることにより、組合の業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この組合の経理は、法令、法令に基づく行政庁の処分、定款、事業規程及び農業共済団体会計基準(平成23年4月8日付22経営第7209号農林水産省経営局長通知)のI)の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

(取引の定義)

第3条 この規則において、取引とは、組合の資産、負債及び純財産の増減及び異動並びに収益及び費用の発生の原因となる一切の事実(第6条に規定する会計単位間におけるものを含む。)をいう。

(年度所属区分)

第4条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2 この組合の資産、負債及び純財産の増減及び異動並びに収益及び費用の事業年度の所属区分は、その原因たる事実の発生した日の属する事業年度により区分するものとする。ただし、その日を決定し難い場合は、その原因たる事実を確認した日の属する事業年度により区分するものとする。

(予算管理)

第5条 この組合は、毎事業年度ごとに予算を作成し、その収入及び支出は、予算に基づいて管理する。

(会計単位)

第6条 この組合の会計単位は、次に掲げるところによる。

- (1) 農作物共済勘定 農作物共済に関する取引の経理を統括する会計とする。
- (2) 家畜共済勘定 家畜共済に関する取引の経理を統括する会計とする。
- (3) 畑作物共済勘定 畑作物共済に関する取引の経理を統括する会計とする。
- (4) 園芸施設共済勘定 園芸施設共済に関する取引の経理を統括する会計とする。
- (5) 家畜診療所勘定 家畜診療所に関する取引の経理を統括する会計とする。
- (6) 業務勘定 業務の執行に関する取引の経理を統括する会計とする。

第2章 勘定及び勘定科目

(勘定)

第7条 各会計単位においては、資産勘定、負債勘定、純財産勘定、損失勘定及び利益勘定を設け、取引の経理を行う

(勘定科目)

第8条 前条の各勘定に属する勘定科目は、第6条の会計単位ごとに、別表第1「勘定科目表」による。

(勘定科目の選定)

第9条 取引の内容により処理勘定科目に疑義のあるときは参事の指示による。

第3章 伝票及び帳簿

(伝票)

第10条 取引は、伝票を作成し、これにより記録整理しなければならない。

2 伝票の様式は、別表第2に定める。

(伝票の起票)

第11条 伝票は証拠書類に基づき起票する。

(伝票の整理)

第12条 伝票は各会計単位ごとに、毎日取引終了後、各勘定科目別に分類集計し、別表第3に定める日締表に転記する。

2 転記済の伝票は、年間の通し番号を付し、日締表の下に番号順に積み重ね、これに伝票綴を付して月ごと又はその他適当な期間ごとに日を追って綴り合せて保管する。

(帳簿)

第13条 各会計単位は次の帳簿を備え、全ての取引を記入しなければならない。

(1) 総勘定元帳

(2) 補助簿

2 帳簿の様式は、別表第4(総勘定元帳)、別表第5(補助簿)に定める。

3 帳簿は、常にその取扱いを丁重にし、汚染損傷することのないようにしなければならない。

(帳簿の記入)

第14条 帳簿の記入は、全て伝票に基づいて行う。ただし、総勘定元帳は日締表より記入する。

2 帳簿の記入は、各頁順に行を追ひ、常にその残高を明確にしておかななければならない。

(帳簿の照合)

第15条 総勘定元帳の口座の金額は、毎月末日、関係補助簿と照合し、記入が正確であることを確認しなければならない。

(伝票の誤記訂正)

第16条 伝票の誤記があった場合は、原則としてデータの修正から行うこととし、止むを得ず訂正が必要な場合は、当該訂正箇所の上部に訂正分を記入した後、誤記分は朱複線を引いて抹消し、記帳者訂正印を押す。

第4章 金銭会計

第1節 金銭出納

(金銭の範囲)

第17条 この規則で金銭とは、現金及び預金をいう。

- 2 前項の現金には、通貨のほかに、小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書及び期限の到来した利札を含む。
- 3 手形は金銭に準じて取り扱う。

(金銭の出納及び責任者)

第18条 金銭の出納は、本所は経理係、支所は業務係が行い、本所は経理課長、支所は業務課長をその責任者（以下「出納責任者」という。）とする。

- 2 金銭の出納は、出納責任者の検印ある伝票によるほかは、これを行うことができない。

(金銭の収納)

第19条 金銭の収納は、入金に関する証拠書類を付した伝票によって行う。

- 2 金銭の収納は、原則として取引金融機関の口座振替によることとする。ただし、業務上やむを得ない場合は、口座振込又は現金をもって収納を行うことができる。
- 3 領収書は複写式とし、証拠書類を添付した伝票に出納責任者の検印を受け、総務部長の決裁を経た後発行する。

(金銭の支払)

第20条 金銭の支払は、決裁を経た出金に関する証拠書類に基づいて伝票を発行し、総務部長の検印を受けた後行う。ただし、金融機関に口座引落しを依頼して自動振替払を行っている場合は、この限りでない。

- 2 金銭の支払に対しては、相手方より適正な領収証を受け取らなければならない。ただし、やむを得ない事情により領収証を徴することができない場合は、別記様式第1号の支払証明書をもってこれに代えることができる。
- 3 前項の証明書は行為者が作成し、経理課長が認証するものとする。
- 4 第1項ただし書の規定により支払をした場合は、第2項の規定による領収書を受け取らないことができる。

(小払資金)

第21条 日常の小口支払に当てるため、支所に小払資金を預け入れるための普通口座を設ける。

- 2 前項の小払資金の限度額及び用途の範囲は、組合長が定める。
- 3 小払資金の取扱責任者は支所長とする。
- 4 支所で出納業務があった日は、その収支を連絡票にて、支所長の検証後経理課へ速やかに報告しなければならない。
- 5 支所長は、毎月5日までに前月分の小払資金に係る関係証拠書類を組合長に提出する。
- 6 経理課長は、小払資金を必要の都度送金することができる。
- 7 小払資金は、少なくとも毎月1回実査し参事の承認を受けなければならない。

(手許保管現金の限度)

第22条 手許保管の現金（通貨以外のものを除く。）は600千円を限度とし、これを超える場合は全て第25条に規定する金融機関へ預け入れなければならない。ただし、組合長が合理的な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(現金有高照合)

第23条 経理係は毎日取引締切後、現金手許有高表を作成して出納責任者に提出し、金銭出納票との照査を受けなければならない。

(現金の過不足)

第24条 現金に過不足が生じたときは、経理係は、遅滞なくその旨を出納責任者に報告しなければならない。この場合において、出納責任者は速やかに過不足の原因を明らかにし、その措置につき総務部長の指示を受けるものとする。

2 過不足金は、その処置が決定するまで、不足金は経理係に対する仮払金、過剰金は仮受金とし、処置決定のうえ整理する。

(余裕金の預入)

第25条 余裕金の預入先は定款又は総代会で定めた金融機関に限って行い、その約定は組合長名義とする。

(預金の照合)

第26条 経理係は、毎月預金元帳残高を当該金融機関について確認するとともに、9月末、年度末その他必要ある場合は、預金残高証明書を徴して照合しなければならない。

(預金の過不足)

第27条 預金に過不足が生じたときの処理については、第24条に準ずる。

第2節 有価証券

(有価証券の範囲)

第28条 この規則で有価証券とは、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、一般担保付きの社債、公社債投資信託の受益証券及び貸付信託の受益証券をいう。

(有価証券の取得処分)

第29条 有価証券の取得処分は、定款第60条第2項の規定により定められる最高限度額の範囲内において組合長決裁を経て行う。

(有価証券の保管)

第30条 経理係は、有価証券を、その取引の金融機関等に保護預けをし又は日本銀行その他の登録機関に登録しなければならない。

(有価証券の価額)

第31条 有価証券の帳簿価額は、取得価額(ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法(当該差額について、取得日から償還日までの期間に応じて定額法に基づき各期間に配分し、当該配分額を帳簿価額に加減するもの)に基づいて算定された価額。以下同じ。)とする。

2 前項の有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに移動平均法を適用して算定した金額とする。

第3節 余裕金運用管理委員会

(余裕金運用管理委員会)

第32条 この組合は、余裕金の運用(第25条の預入先の決定及び第29条の有価証券の取得処分の場合を含む。)について、少なくとも4半期に1回は、余裕金運用管理委員会(以

- 下「委員会」という。)の意見を求めるものとする。
- 2 前項の委員会は、組合長が適当と認めて指名した者若干名によって構成する。
 - 3 この組合の経理課長は、定期的に、余裕金の運用状況について委員会に報告しなければならない。
 - 4 委員会は、第1項の意見及び前項の報告の内容について、理事会に報告しなければならない。
 - 5 委員会は、必要と認めるときは、余裕金の運用状況について調査し、調査結果を理事会への報告及び意見表明をすることができる。

第5章 物品会計

第1節 たな卸資産

(たな卸資産の範囲)

第33条 この規則でたな卸資産とは、貯蔵品及び医療品をいう。

(たな卸資産の受払、保管の責任者)

第34条 たな卸資産の受払及び保管は、当該たな卸資産を取り扱う者(以下「保管担当者」という。)が行い、その責任は、保管担当者の所属する診療所及び課の長(以下「保管責任者」という。)が負うものとする。

(たな卸資産の購入)

第35条 たな卸資産は、原則として本所において一括購入するものとする。

- 2 たな卸資産の購入に当たっては、保管責任者はあらかじめ見積書を徴し、購入価格、購入条件等につき組合長の承認を受けなければならない。

(たな卸資産の取得価額)

第36条 たな卸資産は、原則として購入代価に引取費用等の付随費用を加算し、これに先入先出法を適用して算定した取得原価を取得価額とする。

(たな卸資産の受入)

第37条 たな卸資産の受入は、受入証拠書類により保管担当者が検収し、保管責任者に報告する。

(たな卸資産の払出)

第38条 たな卸資産の払出は、保管責任者の認印した払出票によって保管担当者が行う。

(たな卸資産の管理)

第39条 保管担当者は、たな卸資産の受払をたな卸計算法によって常にその在高を明瞭にしておかなければならない。ただし、精液についてはたな卸計算法によらずに継続記録法によることができる。

(廃棄、交換、譲渡又は貸与)

第40条 たな卸資産を廃棄、交換、譲渡又は貸与しようとするときは、組合長の承認を受けなければならない。

(たな卸資産の過不足)

第41条 たな卸資産につき現品の過不足を生じたときは、保管担当者は、遅滞なくその旨を保管責任者に報告しなければならない。この場合において、速やかに過不足の原因を

明らかにし、その措置につき参事の指示を受けるものとする。

第2節 固定資産

(固定資産の範囲)

第42条 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産とする。

- 2 有形固定資産は、建物、構築物、車両運搬具、機械器具、器具備品、診療用車両運搬具、医療器具機械及びリース資産（有形）で耐用年数1年以上かつ取得価額が10万円以上のもの、土地、建設仮勘定その他これらに準ずるものとする。
- 3 無形固定資産は、電話加入権、差入保証金、車両リサイクル預託金、リース資産（無形）その他これらに準ずるものとする。なお、ソフトウェアを計上する場合には、将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められるもので取得価額が10万円以上のものに限るものとする。
- 4 投資その他の資産は、投資預金、投資金銭信託、投資有価証券、外部出資、退職給与金施設預託金、退職給与金施設転貸福祉貸付金その他これらに準ずるものとする。

(有形固定資産及び無形固定資産の取得)

第43条 有形固定資産及び無形固定資産の取得に当たっては、あらかじめ見積書を徴し、取得価格、その他の条件につき理事会の承認を受けなければならない。ただし、1件の価格が50万円未満のものについては組合長の承認をもって足りる。

(有形固定資産及び無形固定資産の取得価格)

第44条 有形固定資産及び無形固定資産の取得価額は、次の各号によるものとする。ただし、無形固定資産については、有償取得の場合に限りその対価をもって取得価額とする。

- (1) 工事又は製造によるものは、その工事費又は製造費に付随費用を加算した額
- (2) 購入によるものは、その購入代価に引取費用等の付随費用を加算した額
- (3) 寄付及び譲与によるものは、それぞれの資産を適正に評価した額
- (4) 交換によるものは、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額
- (5) その他の場合によるものは、理事会の承認による適正な評価額

(建設仮勘定)

第45条 建物、構築物等の有形固定資産のうち、工事が未完了でその価格が確定しないもの又は、購入により付帯すべき費用の確定しないものについては、建設仮勘定をもって整理し、工事が完了しこれらの価格が確定したとき遅滞なく建物、構築物等の勘定に振り替えるものとする。

(固定資産の管理)

第46条 固定資産は、参事統轄のもとにそれぞれの管理責任者を定め、固定資産元帳のほか概ね次の書類を備えて、適正にこれを管理する。

- (1) 図面
- (2) 証拠書類（契約書、権利証書、登記簿謄本等）

(保険契約)

第47条 固定資産の保全上必要と認められるものについては、損害保険契約を締結しておかなければならない。

(修繕及び改良)

第48条 固定資産の現状を維持し、現能力を回復するための支出は、修繕維持費として処理する。

- 2 固定資産の使用可能期間を延長し、又はその価格を増加する場合には、それに対応する支出を当該固定資産の原価に加算するものとする。

(除却、廃棄、売却、譲渡又は賃貸)

第49条 固定資産を除却、廃棄、売却、譲渡又は賃貸しようとするときは理事会の承認を受けなければならない。ただし、1件の価格50万円未満のものについては組合長の承認をもって足りる。

- 2 固定資産を除却、廃棄又は売却したときは、当該資産の取得価額並びにそれに対応する減価償却累計額（又は減価償却相当額）及び減損損失累計額を帳簿上より減額しなければならない。

(固定資産の事故)

第50条 固定資産に火災、盗難、風水害等による事故のあったときは、管理責任者は速やかに原因を明らかにし、その措置につき参事の指示を受けるものとする。

(資産除去債務の会計処理)

第51条 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務又はそれに準ずる債務が生じる場合には、資産除去債務を計上する。なお、当該債務の発生時に当該債務の金額を合理的に見積もることができるようになった時点で計上するものとする。

(固定資産の減損処理)

第52条 固定資産に減損が認識された場合には、固定資産の帳簿価額を適切な方法により適切な金額まで減額処理しなければならない。

第3節 リース取引

(リース取引の会計処理)

第53条 リース取引について、ファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、借手となるファイナンス・リース取引のうち、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合には、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

第6章 期末修正手続

(期末修正手続)

第54条 期末には、修正事項として次の手続を行う。

- (1) 流動資産及び固定資産並びに流動負債及び固定負債の区分
- (2) 有価証券の評価
- (3) たな卸資産のたな卸・評価
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の評価
- (6) 貸倒引当金の計上
- (7) 拠出金払戻準備金の計上
- (8) 退職給付引当金の計上

- (9) 建設引当金の計上
- (10) 修繕引当金の計上
- (11) 更新引当金の計上
- (12) 事務機械化準備金の計上
- (13) 業務引当金の計上
- (14) 運営基盤整備準備金の計上
- (15) 支払備金の計上及び振戻し
- (16) 責任準備金の計上及び振戻し
- (17) 防災事業使用残金の繰越
- (18) 業務収支の残金又は不足金の繰越
- (19) 損益に関する修正

(流動資産及び固定資産並びに流動負債及び固定負債の区分)

第55条 資産及び負債は、期末に農業共済団体会計基準に基づき、資産については流動資産及び固定資産に、負債については流動負債及び固定負債に区分して計上する。

(有価証券の評価)

第56条 有価証券の期末における評価は、次の区分ごとの価額とする。

- (1) 満期保有目的の債券 取得価額
- (2) その他有価証券 時価（なお、評価差額は、その全額を純財産の部に計上する。）
- 2 前項の有価証券のうち市場価額のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する可能性があると思われる場合を除き、時価をもってその価額とし、評価差額は当期の費用として処理する。

(たな卸資産のたな卸・評価)

第57条 たな卸資産に対しては、期末に保管担当者が保管責任者の立会いのもとに実地たな卸を行い、たな卸明細表を作成する。

- 2 たな卸資産中に破損、変質等があるときは、たな卸明細表に明記し参事に報告する。
- 3 実地たな卸の結果が帳簿たな卸の記録と一致しないときは、参事の承認を受けたのち実地たな卸に基づき修正する。
- 4 たな卸資産の期末における評価は、取得価額とする。ただし、正味売却価額が取得価額よりも下落した場合には、正味売却価額を取得価額とし、評価差額は当期の費用として処理する。

(有形固定資産及び無形固定資産の減価償却)

第58条 有形固定資産（土地を除く。）及び無形固定資産は、毎事業年度、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める基準に準拠して、定額法により減価償却する。

- 2 減損処理を行った有形固定資産及び無形固定資産については、減損後の帳簿価額に基づき減価償却する。

(有形固定資産及び無形固定資産の評価)

第59条 家畜診療所勘定の有形固定資産及び無形固定資産の期末における評価は、その取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額とする。なお、減価償却累計額及び減損損失累計額は、有形固定資産については間接法により、無形固定資産については直接法により整理する。

- 2 業務勘定の有形固定資産及び無形固定資産の期末における評価は、その取得価額から

減価償却相当額及び減損損失累計額を控除した価額とし、当該価額から当該固定資産を取得するための借入金残高を控除した金額を固定資産見合純財産に計上する。なお、減価償却相当額及び減損損失累計額は、直接法により整理する。

(貸倒引当金の計上)

第60条 貸倒引当金は、未収債権のうちで債権発生年度の翌年度から3事業年度を経過したものがあつた場合、その金額を計上する。

(拋出金払戻準備金の計上)

第61条 拋出金払戻準備金は、定款の定めるところにより所要の金額を計上する

(退職給付引当金の計上)

第62条 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を基準として、所要の金額を計上する。なお、退職給付債務のうち、退職一時金に係る債務については、職員退職給与規則に基づく期末要支給額とする。

(建設引当金の計上)

第63条 建設引当金は、事務所、倉庫等の建設計画に基づき、所要の金額を計上する。

(修繕引当金の計上)

第64条 修繕引当金は、事務所、倉庫等の修繕計画に基づき、所要の金額を計上する。

(更新引当金の計上)

第65条 更新引当金は、車両運搬具等の更新計画に基づき、所要の金額を計上する。

(事務機械化準備金の計上)

第66条 事務機械化準備金は、次期システム等の更新計画に基づき、所要の金額を計上する。

(業務引当金の計上)

第67条 業務引当金は、将来の安定的な事業運営に必要な額を見積もり、所要の金額を計上する。

(運営基盤整備準備金の計上)

第67条の2 運営基盤整備準備金は、組織再編後の運営基盤整備に伴う支出に備え、所要の金額を計上する。

(支払備金の計上及び振戻し)

第68条 支払備金は、定款の定めるところにより所要の金額を計上し、前事業年度において計上した金額を振り戻す。

(責任準備金の計上及び振戻し)

第69条 責任準備金は、定款の定めるところにより所要の金額を計上し、前事業年度において計上した金額を振り戻す。

(防災事業使用残金の繰越)

第70条 期末において、防災事業に使用残金が生じたときは、翌年度の防災事業の費用に充てるため、防災事業繰延残金として繰り越す。

(業務収支の残金又は不足金の繰越)

第71条 期末において、業務勘定の収支に残金が生じたときは、翌年度の事務費に充てるため、業務繰延残金として繰り越す。

2 期末において、業務勘定の収支に不足金が生じたときは、翌年度の収入をもって補填するため、業務繰延不足金として繰り越す。

(損益に関する期末修正)

第72条 損益に関する期末修正を行い、前払費用及び未収収益に属するものについては流動資産に計上する。

2 前払費用及び未収収益でその額の僅少なものは、資産に計上しないことができる。

3 損益に関する期末修正を行い、未払費用及び前受収益に属するものについては流動負債に計上する。

4 未払費用及び前受収益でその額の僅少なものは、流動負債に計上しないことができる。

第7章 剰余金及び不足金の処理

(剰余金及び不足金の範囲)

第73条 この規則で剰余金又は不足金とは、第6条の会計単位(第6号を除く。)ごとに生じた決算上の剰余金又は不足金をいう。

(剰余金の処分)

第74条 この組合は、決算上剰余金を生じたときは、第6条の会計単位(第5号及び第6号を除く。)ごとに、定款の定めるところにより所要の金額を不足金填補準備金(以下「法定積立金」という。)及び特別積立金として積み立てる。

2 家畜診療所勘定において、決算上剰余金が生じたときは、当勘定において繰越剰余金として繰り越すものとする。

(不足金の処理)

第75条 この組合は、決算上不足金が生じたときは、家畜診療所勘定を除き、法定積立金を取り崩して補填し、なお不足金のある場合は、特別積立金を取り崩して補填する。

2 前項の規定により、不足金を補填してもなお不足金がある場合には、その不足金は繰越事業不足金として翌年度に繰り越す。

3 家畜診療所勘定において、決算上不足金が生じたときは、繰越剰余金により補填し、なお不足金がある場合は、その不足金は繰越不足金として翌年度に繰り越す。

第8章 財務諸表

(財務諸表の範囲)

第76条 この規則で財務諸表とは、合計残高試算表、貸借対照表、損益計算書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分案、不足金処理案及び附属明細表をいう。

(財務諸表の性格)

第77条 この規則によって作成される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) この組合の財務状態及び事業成績に関する真実な内容を表示すること。

(2) この組合の組合員、債権者その他利害関係人に対し、その財務及び事業の状況に

関する判断を誤らせないため必要な会計事実を明瞭に表示すること。

- (3) 会計処理の原則及び手続については、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用すること。

(財務諸表の作成期限)

第78条 この規則に基づく財務諸表（月次合計残高試算表を除く。）は、決算締切後20日以内に作成しなければならない。

第1節 合計残高試算表

(合計残高試算表)

第79条 経理課長は、別表第6に定める月次合計残高試算表を作成し、翌月10日までに組合長に提出する。

第2節 貸借対照表

(作成の目的)

第80条 貸借対照表は、作成日現在におけるこの組合の財務状態を明らかにするため作成する。

(作成基準)

第81条 貸借対照表は、次の基準により作成しなければならない。

- (1) 原則として、所有する全ての資産及び負担する全ての負債の金額を正しく記載し、かつ、純財産の金額と構成とを表示する。
- (2) 資産、負債及び純財産は、総額により記載することを原則とし、資産と負債又は純財産とを相殺することにより、これを貸借対照表から除去してはならない。
- (3) 次期以降の期間に影響する前払費用は、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。
- (4) 貸借対照表の資産の金額は、負債と純財産の合計額に一致しなければならない。

(作成方法)

第82条 貸借対照表は、総勘定元帳の各勘定科目の残高より作成する。

(区分、配列及び形式)

第83条 貸借対照表の区分、配列及び形式は、別表第7による。

(仮払金とその他の未決算勘定)

第84条 帳簿に仮払金その他の未決算勘定のある場合は、期末決算日までに整理し、やむを得ない場合に限り貸借対照表にこの科目をもって記載することができる。

第3節 損益計算書

(作成の目的)

第85条 損益計算書は、この組合の1事業年度における事業成績を明らかにするために作成する。

(作成基準)

第86条 損益計算書は、次の基準により作成しなければならない。

- (1) 1事業年度に発生した全ての収益とこれに照応する全ての費用を記載し、当期剰余金又は当期不足金を表示する。
- (2) 全ての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。
- (3) 未実現利益は、原則として当期の損益計算に計上してはならない。
- (4) 損益は総額により記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することにより損益計算から除去してはならない。
- (5) 費用及び収益は、その発生源泉にしたがって分類し、原則として各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。

(作成方法)

第87条 損益計算書は、主として決算締切に当たって設けられた総勘定元帳をもとにして作成する。

(区分、配列及び形式)

第88条 損益計算書の区分、配列及び形式は、別表第8による。

第4節 財産目録

(財産目録)

第89条 財産目録は、別表第9による。

第5節 キャッシュ・フロー計算書

(作成の目的)

第90条 キャッシュ・フロー計算書は、この組合の1事業年度におけるキャッシュ・フローの状況を明らかにするため作成する。

(区分、配列及び形式)

第91条 キャッシュ・フロー計算書の区分、配列及び形式は、別表第10による。

第6節 剰余金処分案及び不足金処理案

(剰余金処分案)

第92条 剰余金処分に関する計算は、次の科目をもって掲記する。

- (1) 繰越不足金
 - (2) 当期剰余金
 - (3) 未処分剰余金
- 2 前項第3号の未処分剰余金に関する計算は、次の科目をもって掲記する。
- (1) 法定積立金
 - (2) 特別積立金
 - (3) 繰越剰余金
- 3 剰余金処分案の様式は、別表第11による。

(不足金処理案)

第93条 不足金処理に関する計算は、次の科目をもって掲記する。

- (1) 繰越不足金
 - (2) 当期剰余金又は当期不足金
 - (3) 未処理不足金
- 2 前項第3号の未処理不足金に関する計算は、次の科目をもって掲記する。
- (1) 法定積立金による補填
 - (2) 特別積立金による補填
 - (3) 繰越剰余金による補填
 - (4) 繰越不足金
- 3 不足金処理案の様式は、別表第12による。

第7節 附属明細表

(作成の目的及び種類)

第94条 附属明細表は、貸借対照表については各科目の明細の期中増減を、損益計算書については各科目の内容を明らかにするために作成するものとし、その様式は、別表第13による。

第9章 予算

(予算の執行)

第95条 参事は、事業計画を達成するため、予算の範囲内で予算執行計画を作成し、組合長の決裁を受けて執行するものとする。

2 参事は、前項の予算執行計画を変更して執行しようとする場合には、変更した予算執行計画を作成し、組合長の決裁を受けなければならない。

(予算の統制)

第96条 経理課長は、毎月予算と実績及びその比較並びにその差異の原因について記載した文書及び残高試算表を参事に提出するものとする。

2 参事は必要に応じ、部長、室長、支所長、課長及び診療所長を招集し、前項の資料を審議検討しその結果を組合長に報告するものとする。

3 参事は、前項の報告に基づき、組合長から指示を受けたときは、部長、室長、支所長、課長及び診療所長に対し指示する。

第10章 雑則

(備品の管理)

第97条 総務課長は、備品については備品台帳を作成し、適正に管理しなければならない。

(物品の購入及び役務の調達)

第98条 一件当たりの取引価格が250万円を超える物品の購入及び役務の調達については、入札又は競争の方法により契約するものとする。

2 業務の必要性等から、組合長が特に必要と認めた場合は、前項の規定に関わらず随意契約によることができる。ただし、この場合、あらかじめ見積書を徴し、見積価格その他の条件につき組合長の決裁を受けなければならない。

(未収金等債権の管理)

第99条 未収金等の債権については、別に定める未収金等債権管理要領に基づき管理する。

(改正手続)

第100条 この規則の改正は、理事の過半数によって定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 第7条、第47条、第57条から第88条までの改正は、平成21年4月1日より実施する。

附 則

- 1 変更後の第35条、第48条第1項、第73条及び第78条は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この規則の改正は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この規則の第8条、第54条第1項第14号から第19号、第67条の2、第83条及び第88条の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の第2条、第18条第1項、第32条から第41条、第57条、第70条及び第71条の改正は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

- 1 この規則の第8条、第10条第2項、第12条第1項、第13条第2項、第32条第1項、第79条、第83条、第88条、第89条、第91条、第92条第3項、第94条、第98条第1項及び別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6、別表第7、別表第8、別表第9、別表第10、別表第11、別表第12、別表第13、別表第14、別記様式第1号の改正は、平成27年10月30日から施行する。
- 2 この規則の第96条第1項の改正は、平成27年10月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則の第2条の改正は、平成30年4月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則の第2条、第6条第1項第5号、第6号、第18条第1項、第19条第3項、第29条、第32条第1項、第3項、第58条第3項から第5項、第59条第1項、第73条、第74条、第75条第1項、第3項、第77条、第91条、第92条、第93条、第96条第2項、第3項及び第98条第1項の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の農作物共済勘定、家畜共済勘定、畑作物共済勘定及び園芸施設共済勘定に係る規定は、農業災害補償法の一部を改正する法律による改正後の農業保険法の規定により成立した共済関係から適用するものとし、農業災害補償法の一部を改正する法律による改正前の農業災害補償法の規定により成立した共済関係については、なお従前の例による。この場合において、家畜共済勘定における勘定科目表の科目のうち、「◎未収診療補填金」、「◎未収診療収入」、「◎医薬品」、「◎有形固定資産」、「◎無形固定資産」、「◎未払技術料」、「◎未払医薬品代金」、「その他未払金」、「◎家畜リース債務（短期）」、「◎家畜資産除去債務（短期）」、「◎家畜リース債務（長期）」、「◎家畜資産除去債務（長期）」、「◎減価償却累計額」、「◎家畜減損損失累計額」、「◎技術料」、「◎診療諸掛」、「◎家畜財産処分損」、「◎家畜減損損失」、「◎診療収入」、「◎受取診療補填金」、「◎技術給付金」及び「◎家畜財産処分益」は平成30年度までとする。
- 3 家畜診療所勘定に係る規定は、平成31年度から適用する。

別表第1

勘定科目表

1 農作物共済勘定

資産	負債及び純財産	損失	利益
(流動資産)	(流動負債)		
◎未収農作物共済掛金 未収水稻共済掛金 未収麦共済掛金	◎未払農作物保険料	◎農作物保険料	◎農作物共済掛金 水稻共済掛金 麦共済掛金
◎未収農作物交付金	◎未払農作物共済金 未払水稻共済金 未払麦共済金	◎農作物共済金 水稻共済金 麦共済金	◎農作物交付金
◎未収農作物保険金 未収水稻保険金 未収麦保険金	◎農作物責任準備金	◎農作物還付支払金	◎農作物保険金 水稻保険金 麦保険金
◎農作物雑未収金	◎農作物支払備金	◎農作物無事戻金 水稻無事戻金 麦無事戻金	◎農作物還付収入金
◎農作物雑資産 農作物仮払金 農作物前払費用	◎農作物雑未払金	◎農作物責任準備金繰入	◎農作物連合会特別交付金
◎業務勘定	◎農作物雑負債 農作物仮受金	◎農作物支払備金繰入	◎農作物責任準備金戻入
	◎農作物借入金	◎農作物貸倒引当金繰入	◎農作物支払備金戻入
	◎業務勘定	◎農作物支払利息	◎農作物貸倒引当金戻入
	◎農作物貸倒引当金	◎業務勘定繰入	農作物積立金戻入 ◎農作物法定積立金戻入 ◎農作物特別積立金戻入
	(固定負債)	◎農作物貸倒損失	◎農作物受取補助金
	◎農作物長期借入金	◎農作物雑損失	◎業務勘定受入
	(純財産)		◎農作物雑利益
	処分済農作物剰余金 ◎農作物法定積立金 ◎農作物特別積立金		
	◎未処分農作物剰余金 (◎(-)未処理農作物不足金)		

(注) ◎は総勘定元帳科目である。

2 家畜共済勘定

資産	負債及び純財産	損失	利益
(流動資産)	(流動負債)		
◎未収家畜共済掛金 未収死産掛金 未収病傷掛金	◎未払家畜保険料	◎家畜保険料	◎家畜共済掛金 死産掛金 病傷掛金
◎未収家畜交付金	◎未払家畜共済金 未払死産共済金 未払病傷共済金	◎家畜共済金 死産共済金 病傷共済金	◎家畜交付金
◎未収家畜保険金 未収死産保険金 未収病傷保険金	◎家畜責任準備金	◎家畜還付支払金	◎家畜保険金 死産保険金 病傷保険金
◎家畜雑未収金	◎家畜支払備金	◎家畜責任準備金繰入	◎家畜還付収入金
◎家畜雑資産 家畜仮払金 家畜前払費用	◎家畜雑未払金	◎家畜支払備金繰入	◎家畜連合会特別交付金
◎業務勘定	◎家畜雑負債 家畜仮受金	◎家畜支払備金繰入	◎家畜責任準備金戻入
	◎家畜借入金	◎家畜貸倒引当金繰入	◎家畜支払備金戻入
	◎業務勘定	◎家畜支払利息	◎家畜貸倒引当金戻入
	◎家畜貸倒引当金	◎業務勘定繰入	家畜積立金戻入 ◎家畜法定積立金戻入 ◎家畜特別積立金戻入
	(固定負債)	◎家畜貸倒損失	◎家畜受取補助金
	◎家畜長期借入金	◎家畜雑損失	◎業務勘定受入
	(純財産)		◎家畜雑利益
	処分済家畜剰余金 ◎家畜法定積立金 ◎家畜特別積立金		
	◎未処分家畜剰余金 (◎(-)未処理家畜不足金)		

(注) ◎は総勘定元帳科目である。

3 畑作物共済勘定

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
<p>(流動資産)</p> <p>◎未収畑作物共済掛金 未収ばれいしょ共済掛金 未収第1区分大豆共済掛金 未収第2区分大豆共済掛金 未収小豆共済掛金 未収いんげん共済掛金 未収てん菜共済掛金 未収そば共済掛金 未収スイートコーン共済掛金 未収たまねぎ共済掛金 未収かぼちゃ共済掛金</p> <p>◎未収畑作物保険金 未収ばれいしょ保険金 未収第1区分大豆保険金 未収第2区分大豆保険金 未収小豆保険金 未収いんげん保険金 未収てん菜保険金 未収そば保険金 未収スイートコーン保険金 未収たまねぎ保険金 未収かぼちゃ保険金</p> <p>◎畑作物雑未収金</p> <p>◎畑作物雑資産 畑作物仮払金 畑作物前払費用</p> <p>◎業務勘定</p>	<p>(流動負債)</p> <p>◎未払畑作物保険料</p> <p>◎未払畑作物共済金 未払ばれいしょ共済金 未払第1区分大豆共済金 未払第2区分大豆共済金 未払小豆共済金 未払いんげん共済金 未払てん菜共済金 未払そば共済金 未払スイートコーン共済金 未払たまねぎ共済金 未払かぼちゃ共済金</p> <p>◎畑作物責任準備金</p> <p>◎畑作物支払備金</p> <p>◎畑作物雑未払金</p> <p>◎畑作物雑負債 畑作物仮受金</p> <p>◎畑作物借入金</p> <p>◎業務勘定</p> <p>◎畑作物貸倒引当金</p> <p>(固定負債)</p> <p>◎畑作物長期借入金</p> <p>(純財産)</p> <p>処分済畑作物剰余金 ◎畑作物法定積立金 ◎畑作物特別積立金</p> <p>◎未処分畑作物剰余金 (◎(-)未処理畑作物不足金)</p>	<p>◎畑作物保険料</p> <p>◎畑作物共済金 ばれいしょ共済金 第1区分大豆共済金 第2区分大豆共済金 小豆共済金 いんげん共済金 てん菜共済金 そば共済金 スイートコーン共済金 たまねぎ共済金 かぼちゃ共済金</p> <p>◎畑作物還付支払金</p> <p>◎畑作物無事戻金 畑作物無事戻金 そば無事戻金 スイートコーン無事戻金 たまねぎ無事戻金 かぼちゃ無事戻金</p> <p>◎畑作物責任準備金繰入</p> <p>◎畑作物支払備金繰入</p> <p>◎畑作物貸倒引当金繰入</p> <p>◎畑作物支払利息</p> <p>◎業務勘定繰入</p> <p>◎畑作物貸倒損失</p> <p>◎畑作物雑損失</p>	<p>◎畑作物共済掛金 ばれいしょ共済掛金 第1区分大豆共済掛金 第2区分大豆共済掛金 小豆共済掛金 いんげん共済掛金 てん菜共済掛金 そば共済掛金 スイートコーン共済掛金 たまねぎ共済掛金 かぼちゃ共済掛金</p> <p>◎畑作物保険金 ばれいしょ保険金 第1区分大豆保険金 第2区分大豆保険金 小豆保険金 いんげん保険金 てん菜保険金 そば保険金 スイートコーン保険金 たまねぎ保険金 かぼちゃ保険金</p> <p>◎畑作物還付収入金</p> <p>◎畑作物連合会特別交付金</p> <p>◎畑作物責任準備金戻入</p> <p>◎畑作物支払備金戻入</p> <p>◎畑作物貸倒引当金戻入</p> <p>畑作物積立金戻入 ◎畑作物法定積立金戻入 ◎畑作物特別積立金戻入</p> <p>◎畑作物受取補助金</p> <p>◎業務勘定受入</p> <p>◎畑作物雑利益</p>

(注) ◎は総勘定元帳科目である。

4 園芸施設共済勘定

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
<p>(流動資産)</p> <p>◎未収園芸施設共済掛金</p> <p>◎未収園芸施設保険金</p> <p>◎園芸施設雑未収金</p> <p>◎園芸施設雑資産 園芸施設仮払金 園芸施設前払費用</p> <p>◎業務勘定(園芸施設)</p>	<p>(流動負債)</p> <p>◎未払園芸施設保険料</p> <p>◎未払園芸施設共済金</p> <p>◎園芸施設責任準備金</p> <p>◎園芸施設支払備金</p> <p>◎園芸施設雑未払金</p> <p>◎園芸施設雑負債 園芸施設仮受金</p> <p>◎園芸施設借入金</p> <p>◎業務勘定</p> <p>◎園芸施設貸倒引当金</p> <p>(固定負債)</p> <p>◎園芸施設長期借入金</p>	<p>◎園芸施設保険料</p> <p>◎園芸施設共済金</p> <p>◎園芸施設還付支払金</p> <p>◎園芸施設無事戻金</p> <p>◎園芸施設責任準備金繰入</p> <p>◎園芸施設支払備金繰入</p> <p>◎園芸施設貸倒引当金繰入</p> <p>◎園芸施設支払利息</p> <p>◎業務勘定繰入</p> <p>◎園芸施設貸倒損失</p> <p>◎園芸施設雑損失</p>	<p>◎園芸施設共済掛金</p> <p>◎園芸施設保険金</p> <p>◎園芸施設還付収入金</p> <p>◎園芸施設連合会特別交付金</p> <p>◎園芸施設責任準備金戻入</p> <p>◎園芸施設支払備金戻入</p> <p>◎園芸施設貸倒引当金戻入</p> <p>園芸施設積立金戻入 ◎園芸施設法定積立金戻入 ◎園芸施設特別積立金戻入</p> <p>◎園芸施設受取補助金</p> <p>◎業務勘定受入</p> <p>◎園芸施設雑利益</p>

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
	(純 財 産) 処分済園芸施設剰余金 ◎園芸施設法定積立金 ◎園芸施設特別積立金 ◎未処分園芸施設剰余金 (◎(-)未処理園芸施設不足金)		

(注) ◎は総勘定元帳科目である。

5 家畜診療所勘定

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
(流動資産) ◎未収診療収入 未収病傷事故診療収入 未収病傷事故外診療収入 ◎診療所雑未収金 ◎診療所雑資産 診療所仮払金 診療所前払費用 ◎業務勘定 ◎医療品 (固定資産) ◎有形固定資産 診療用車両運搬具 医療器具機械 リース資産(有形) ◎無形固定資産 車両リサイクル預託金 リース資産(無形)	(流動負債) ◎診療所雑未払金 未払医療品代金 その他未払金 ◎診療所雑負債 診療所仮受金 ◎診療所借入金 ◎診療所リース債務(短期) ◎診療所資産除去債務(短期) ◎業務勘定 ◎診療所貸倒引当金 (固定負債) ◎診療所長期借入金 ◎診療所リース債務(長期) ◎診療所資産除去債務(長期) ◎減価償却累計額 (純 財 産) ◎繰越剰余金 ◎未処分診療所剰余金 (◎(-)未処理診療所施設不足金)	◎診療人件費 職員給料手当 法定福利費 厚生福利費 退職給付引当金繰入 ◎往診旅費 ◎一般旅費 ◎嘱託獣医費 ◎診療所維持費 借務費 光熱水費 保険料 修理費 ◎往診費 ◎貸借料 ◎嘱託診療費 ◎医療品消耗費 ◎委託費 ◎車両リサイクル費 ◎雑費 ◎減価償却費 ◎診療所リース資産除去損 ◎診療所リース資産解約損 ◎診療所貸倒引当金繰入 ◎診療所支払利息 ◎業務勘定繰入 建設引当金繰入 修繕引当金繰入 更新引当金繰入 ◎家畜人工授精支出 ◎診療所財産処分損 ◎診療所貸倒損失 ◎診療所減損損失 ◎診療所雑損失	診療収入 ◎病傷事故診療収入 ◎病傷事故外診療収入 ◎診療所雑収入 ◎診療所貸倒引当金戻入 ◎診療所受取補助金 ◎業務勘定受入 ◎家畜人工授精収入 ◎家畜共済勘定受入 ◎診療所財産処分益 ◎診療所雑利益

(注) ◎は総勘定元帳科目である。

5 業務勘定

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
<p>(流動資産)</p> <p>◎現 金</p> <p>◎小 払 資 金</p> <p>◎預 金</p> <p>当 座 預 金</p> <p>普 通 預 金</p> <p>通 知 預 金</p> <p>定 期 預 金</p> <p>外 貨 預 金</p> <p>別段貯金(出資予約貯金)</p> <p>◎金 銭 信 託</p> <p>◎有 価 証 券</p> <p>国 債</p> <p>地 方 債</p> <p>特 殊 債</p> <p>社 債</p> <p>公 社 債</p> <p>投 資 信 託 受 益 証 券</p> <p>貸 付 信 託 受 益 証 券</p> <p>◎未 収 賦 課 金</p> <p>未 収 事 務 費 賦 課 金</p> <p>未 収 特 別 賦 課 金</p> <p>未 収 防 災 賦 課 金</p> <p>◎業 務 雑 未 収 金</p> <p>業 務 雑 未 収 金・受 取 利 息</p> <p>業 務 雑 未 収 金・そ の 他</p> <p>業 務 雑 資 産</p> <p>◎業 務 仮 払 金</p> <p>◎有 価 証 券 前 払 利 息</p> <p>◎業 務 立 替</p> <p>◎業 務 前 払 費 用</p> <p>◎業 務 繰 延 不 足 金</p> <p>事 業 勘 定</p> <p>◎農 作 物 共 済 勘 定</p> <p>◎家 畜 共 済 勘 定</p> <p>◎畑 作 物 共 済 勘 定</p> <p>◎園 芸 施 設 共 済 勘 定</p> <p>◎家 畜 診 療 所 勘 定</p> <p>◎た な 卸 資 産</p> <p>貯 蔵 品</p> <p>◎共 済 資 金 (短 期)</p> <p>(固定資産)</p> <p>◎有 形 固 定 資 産</p> <p>土 建 構 築 物</p> <p>車 両 運 搬 具</p> <p>機 械 器 具 備 品</p> <p>建 設 仮 勘 定</p> <p>リ ー ス 資 産 (有 形)</p> <p>◎無 形 固 定 資 産</p> <p>電 話 加 入 権</p> <p>差 入 保 証 金</p> <p>車 両 リ サ イ ク ル 預 託 金</p> <p>リ ー ス 資 産 (無 形)</p>	<p>(流動負債)</p> <p>◎業 務 借 入 金</p> <p>◎業 務 リ ー ス 債 務 (短 期)</p> <p>◎業 務 資 産 除 去 債 務 (短 期)</p> <p>◎未 払 賦 課 金</p> <p>未 払 事 務 費 賦 課 金</p> <p>未 払 特 別 賦 課 金</p> <p>未 払 防 災 賦 課 金</p> <p>◎業 務 雑 未 払 金</p> <p>業 務 雑 負 債</p> <p>◎業 務 仮 受 金</p> <p>◎業 務 預 り 金</p> <p>◎業 務 前 受 取 益</p> <p>◎防 災 事 業 繰 延 残 金</p> <p>◎業 務 繰 延 残 金</p> <p>事 業 勘 定</p> <p>◎農 作 物 共 済 勘 定</p> <p>◎家 畜 共 済 勘 定</p> <p>◎畑 作 物 共 済 勘 定</p> <p>◎園 芸 施 設 共 済 勘 定</p> <p>◎家 畜 診 療 所 勘 定</p> <p>◎業 務 貸 倒 引 当 金</p> <p>(固定負債)</p> <p>◎業 務 長 期 借 入 金</p> <p>◎業 務 リ ー ス 債 務 (長 期)</p> <p>◎業 務 資 産 除 去 債 務 (長 期)</p> <p>◎減 価 償 却 相 当 額</p> <p>有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 相 当 額</p> <p>無 形 固 定 資 産 減 価 償 却 相 当 額</p> <p>◎減 損 損 失 累 計 額</p> <p>有 形 固 定 資 産 減 損 損 失 累 計 額</p> <p>無 形 固 定 資 産 減 損 損 失 累 計 額</p> <p>◎退 職 給 付 引 当 金</p> <p>役 員 退 職 給 付 引 当 金</p> <p>職 員 退 職 給 付 引 当 金</p> <p>◎建 設 引 当 金</p> <p>◎修 繕 引 当 金</p> <p>◎更 新 引 当 金</p> <p>◎事 務 機 械 化 準 備 金</p> <p>◎業 務 引 当 金</p> <p>◎運 営 基 盤 整 備 準 備 金</p> <p>◎農 家 抛 出 金</p> <p>◎退 職 給 与 金 施 設 転 貸 福 祉 貸 付 借 入 金</p> <p>(純財産)</p> <p>◎有 価 証 券 評 価 差 額 金</p>	<p>◎前 期 繰 越 業 務 不 足 金</p> <p>◎支 払 賦 課 金</p> <p>支 払 事 務 費 賦 課 金</p> <p>支 払 特 別 賦 課 金</p> <p>支 払 防 災 賦 課 金</p> <p>◎人 件 費</p> <p>役 員 報 酬 (顧 問 料)</p> <p>職 員 給 料 手 当</p> <p>法 定 福 利 費</p> <p>厚 生 福 利 費</p> <p>退 職 給 付 引 当 金 繰 入 金</p> <p>退 職 給 与 金 繰 入 金</p> <p>(-) 退 職 給 付 引 当 金 戻 入 金</p> <p>◎旅 費 交 通 費</p> <p>役 員 旅 費 交 通 費</p> <p>職 員 旅 費 交 通 費</p> <p>◎事 務 費</p> <p>通 信 運 搬 費</p> <p>図 書 印 刷 費</p> <p>消 耗 品 費</p> <p>手 数 料</p> <p>◎業 務 費</p> <p>会 議 費</p> <p>交 際 費</p> <p>講 習 会 費</p> <p>業 務 支 払 利 息</p> <p>委 託 費</p> <p>報 告 員 等 旅 費</p> <p>諸 謝 金</p> <p>◎普 及 推 進 費</p> <p>事 業 報 奨 費</p> <p>◎施 設 費</p> <p>光 熱 水 費</p> <p>備 燃 料 費</p> <p>借 借 料 費</p> <p>修 繕 維 持 費</p> <p>保 險 料</p> <p>車 両 リ サ イ ク ル 費</p> <p>◎損 害 評 価 費</p> <p>報 旅 会 議 費</p> <p>貨 貸 借 料 費</p> <p>燃 実 測 器 具 購 入 費</p> <p>委 測 器 具 購 入 費</p> <p>雜 託 費</p> <p>◎損 害 防 止 費</p> <p>薬 貨 借 料</p> <p>防 止 費</p> <p>劑 費</p> <p>金 料 費</p>	<p>◎前 期 繰 越 業 務 残 金</p> <p>◎前 期 防 災 事 業 繰 越 残 金</p> <p>◎受 取 補 助 金</p> <p>事 務 費 補 助 金</p> <p>市 町 村 補 助 金</p> <p>農 協 補 助 金</p> <p>そ の 他 補 助 金</p> <p>◎受 取 奨 励 金</p> <p>◎賦 課 金</p> <p>事 務 費 賦 課 金</p> <p>特 別 賦 課 金</p> <p>防 災 賦 課 金</p> <p>◎受 託 収 入</p> <p>収 入 保 険 受 託 収 入</p> <p>そ の 他 受 託 収 入</p> <p>◎損 害 防 止 収 入</p> <p>◎受 取 損 害 防 止 事 業 負 担 金</p> <p>受 取 一 般 損 害 防 止 事 業 負 担 金</p> <p>受 取 特 定 損 害 防 止 事 業 負 担 金</p> <p>◎受 取 寄 付 金</p> <p>◎受 取 利 息</p> <p>◎事 業 勘 定 受 入</p> <p>農 作 物 共 済 勘 定 受 入</p> <p>家 畜 共 済 勘 定 受 入</p> <p>畑 作 物 共 済 勘 定 受 入</p> <p>園 芸 施 設 共 済 勘 定 受 入</p> <p>家 畜 診 療 所 勘 定 受 入</p> <p>◎業 務 貸 倒 引 当 金 戻 入</p> <p>◎業 務 雑 収 入</p> <p>◎建 設 引 当 金 戻 入</p> <p>◎修 繕 引 当 金 戻 入</p> <p>◎更 新 引 当 金 戻 入</p> <p>◎事 務 機 械 化 準 備 金 戻 入</p> <p>◎業 務 引 当 金 戻 入</p> <p>◎運 営 基 盤 整 備 準 備 金 戻 入</p> <p>◎退 職 給 与 金 施 設 預 託 金 付 加 金 収 入</p> <p>◎退 職 給 与 金 施 設 転 貸 福 祉 貸 付 受 取 利 息</p> <p>◎有 価 証 券 処 分 益</p> <p>◎業 務 財 産 処 分 益</p> <p>◎業 務 雑 利 益</p>

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
投資その他の資産 ◎投資預金 投資定期預金 投資外貨預金 ◎投資金銭信託 ◎投資有価証券 投資有価証券・国債 投資有価証券・地方債 投資有価証券・特殊債 投資有価証券・社債 公社債投資信託受益証券 投資貸付信託受益証券 ◎外部出資 拠出資金 出資金 ◎退職給与金施設預託金 ◎退職給与金施設転貸福祉貸付金 ◎共済資金（長期）	◎固定資産見合純財産 外部出資見合純財産 有形固定資産見合純財産 無形固定資産見合純財産	技術者雇上料 旅費 器具購入費 修理費 委託費 雑費 ◎諸税負担金 公課費 関係団体負担金 ◎事業勘定繰入 農作物共済勘定繰入 家畜共済勘定繰入 畑作物共済勘定繰入 園芸施設共済勘定繰入 家畜診療所勘定繰入 ◎業務貸倒引当金繰入 ◎業務雑費 ◎建設引当金繰入 ◎修繕引当金繰入 ◎更新引当金繰入 ◎事務機械化準備金繰入 ◎業務引当金繰入 ◎運営基盤整備準備金繰入 ◎固定資産自己財源取得費 外部出資費 有形固定資産取得費 無形固定資産取得費 リース有形固定資産取得費 リース無形固定資産取得費 ◎リース資産除去損 ◎リース債務解約損 ◎防災事業繰延残金繰入 ◎退職給与金施設転貸福祉貸付支払利息 ◎有価証券処分損 ◎有価証券評価損 ◎業務財産処分損 ◎業務貸倒損失 ◎業務雑損失 ◎業務繰延残金繰入	◎業務繰延不足金繰入

(注) ◎は総勘定元帳科目である。

起票日

伝票番号

振替伝票

部長	次長	課長			作成者

金額	借方科目・コード	摘要/相手方	貸方科目・コード	金額
		合 計		

No. _____

日 締 表

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 日		当 日	合 計	残 高

別表第4
第13条 総勘定元帳

【 】

総 勘 定 元 帳

月日	日締表 No.	摘要	借方	貸方	借又 は貸	残高
----	------------	----	----	----	----------	----

別表第5
第13条 補助簿

補助元帳

月日	伝票No.	摘要 相手先	借方	貸方	借又 は貸	残高
----	-------	-----------	----	----	----------	----

合計残高試算表

【 】

頁

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 月		当 月	合 計	残 高

別表第7

貸借対照表

オホーツク農業共済組合

(平成 年 月 日現在)

項目	農作物共済勘定	家畜共済勘定	畑作物共済勘定	園芸施設共済勘定	家畜診療所勘定	業務勘定	内部取引消去	合計
(1 流動資産)								
(1) 現金預金						×××		×××
(2) 金銭信託						×××		×××
(3) 有価証券						×××		×××
(4) 未収債権	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××
貸倒引当金(差引)	(-)×××	(-)×××	(-)×××	(-)×××	(-)×××	(-)×××		(-)×××
(5) 雑資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××
(6) たな卸資産					×××	×××		×××
(7) 共済資金(短期)					×××	×××		×××
(8) 他勘定へ貸	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
流動資産計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
(2 固定資産)								
(1) 有形固定資産					×××	×××		×××
減価償却累計額(差引)					(-)×××			(-)×××
減価損失累計額(差引)					(-)×××			(-)×××
(2) 無形固定資産					×××	×××		×××
(3) 投資その他の資産						×××		×××
① 投資預金						×××		×××
② 投資金銭信託						×××		×××
③ 投資有価証券						×××		×××
④ 外部出資						×××		×××
⑤ 退職給与金施設預託金						×××		×××
⑥ 退職給与金施設転貸福祉貸付金						×××		×××
⑦ 共済資金(長期)						×××		×××
固定資産計					×××	×××		×××
資産合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
(3 流動負債)								
(1) 未払債権	×××	×××	×××	×××		×××		×××
(2) 責任準備金	×××	×××	×××	×××				×××
(3) 支払備金	×××	×××	×××	×××				×××
(4) 雑負債	×××	×××	×××	×××		×××		×××
(5) 借入金	×××	×××	×××	×××		×××		×××
(6) リース債務(短期)					×××	×××		×××
(7) 資産除去債務(短期)					×××	×××		×××
(8) 他勘定から借	×××	×××	×××	×××		×××	△×××	×××
流動負債計	×××	×××	×××	×××		×××	△×××	×××
(4 固定負債)								
(1) 長期借入金	×××	×××	×××	×××		×××		×××
(2) リース債務(長期)					×××	×××		×××
(3) 資産除去債務(長期)					×××	×××		×××
(4) 退職給与引当金						×××		×××
(5) 建設引当金						×××		×××
(6) 修繕引当金						×××		×××
(7) 更新引当金						×××		×××
(8) 事務機械化準備金						×××		×××
(9) 業務引当金						×××		×××
(10) 運営基盤整備準備金						×××		×××
(11) 農家拠出金						×××		×××
(12) 退職給与金施設転貸福祉貸付借入金						×××		×××
固定負債計	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××
負債合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
(5 純財産)								
(1) 処分済剰余金	×××	×××	×××	×××				×××
法定積立金	×××	×××	×××	×××				×××
特別積立金	×××	×××	×××	×××				×××
繰越剰余金					×××			×××
(2) 未処分剰余金(未処理不足金)	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××
繰越不足金	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
当期剰余金	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××
当期不足金	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
(3) 有価証券評価差額金						×××		×××
(4) 固定資産見合純財産						×××		×××
純財産合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××
負債及び純財産合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

經理規則

別表第8

損 益 計 算 書

〔 自平成 年 月 日現在 〕
〔 至平成 年 月 日現在 〕

オホーツク農業共済組合

項 目	農作物共済勘定	家畜共済勘定	畑作物共済勘定	園芸施設共済勘定	家畜診療所勘定	業務勘定	内部取引消去	合 計
(1 事業収益)								
(1) 共 済 掛 金	×××	×××	×××	×××				×××
(2) 交 付 金	×××	×××	×××	×××				×××
(3) 保 険 金	×××	×××	×××	×××				×××
(4) 診 療 収 入					×××			×××
(5) 還 付 収 入 金	×××	×××	×××	×××				×××
(6) 連 合 会 特 別 交 付 金	×××	×××	×××	×××				×××
(7) 責 任 準 備 金 戻 入	×××	×××	×××	×××				×××
(8) 支 払 備 金 戻 入	×××	×××	×××	×××				×××
(9) 事 業 貸 倒 引 当 金 戻 入	×××	×××	×××	×××	×××			×××
(10) 法 定 積 立 金 戻 入	×××	×××	×××	×××				×××
(11) 特 別 積 立 金 戻 入	×××	×××	×××	×××				×××
(12) 事 業 受 取 補 助 金	×××	×××	×××	×××	×××			×××
(13) 受 取 利 息								
(14) 業 務 勘 定 受 入	×××	×××	×××	×××	×××		△×××	
(15) 家 畜 人 工 授 精 収 入					×××			×××
(16) 家 畜 共 済 勘 定 受 入					×××		△×××	
(17) 事 業 財 産 処 分 益		×××			×××			×××
(18) 事 業 雑 利 益	×××	×××	×××	×××	×××			×××
事業収益計	×××	×××	×××	×××	×××		△×××	×××
(2 業務収入)								
(1) 前 期 繰 延 業 務 残 金						×××		×××
(2) 前 期 防 災 事 業 繰 延 残 金						×××		×××
(3) 受 取 補 助 金						×××		×××
(4) 受 取 奨 励 金						×××		×××
(5) 賦 課 金						×××		×××
(6) 受 託 収 入						×××		×××
(7) 損 害 防 止 収 入						×××		×××
(8) 受 取 損 害 防 止 事 業 負 担 金						×××		×××
(9) 受 取 寄 付 金						×××		×××
(10) 受 取 利 息						×××		×××
(11) 事 業 勘 定 受 入						×××	△×××	
(12) 業 務 貸 倒 引 当 金 戻 入						×××		×××
(13) 業 務 雑 収 入						×××		×××
(14) 建 設 引 当 金 戻 入						×××		×××
(15) 修 繕 引 当 金 戻 入						×××		×××
(16) 更 新 引 当 金 戻 入						×××		×××
(17) 退 職 給 与 金 施 設 預 託 金 付 加 金 収 入						×××		×××
(18) 退 職 給 与 金 施 設 転 貸 福 祉 貸 付 受 取 利 息						×××		×××
(19) 有 価 証 券 処 分 益						×××		×××
(20) 業 務 財 産 処 分 損						×××		×××
(21) 業 務 雑 利 益						×××		×××
(22) 事 務 機 械 化 準 備 金 戻 入						×××		×××
(23) 業 務 引 当 金 戻 入						×××		×××
(24) 運 営 基 盤 整 備 準 備 金 戻 入						×××		×××
(25) 業 務 繰 越 不 足 金 繰 入						×××		×××
業務収入計						×××	△×××	×××
利 益 合 計	×××	×××	×××	×××		×××	△×××	×××

(3 事業費用)								
(1) 保 險 料	×××	×××	×××	×××				×××
(2) 共 済 金	×××	×××	×××	×××				×××
(3) 診 療 人 件 費					×××			×××
(4) 往 診 旅 費					×××			×××
(5) 一 般 旅 費					×××			×××
(6) 嘱 託 獣 医 費					×××			×××
(7) 診 療 所 維 持 費					×××			×××
(8) 往 診 費					×××			×××
(9) 賃 借 料					×××			×××
(10) 嘱 託 診 療 費					×××			×××
(11) 医 療 品 消 耗 費					×××			×××
(12) 委 託 費					×××			×××
(13) 車 両 リ サ イ ク ル 費					×××			×××
(14) 雑 費					×××			×××
(15) 減 価 償 却 費					×××			×××
(16) 診 療 所 リ ー ス 資 産 除 去 損					×××			×××
(17) 診 療 所 リ ー ス 資 産 解 約 損					×××			×××
(18) 還 付 支 払 金	×××	×××	×××	×××				×××
(19) 無 事 戻 金	×××		×××	×××				×××
(20) 責 任 準 備 金 繰 入	×××	×××	×××	×××				×××
(21) 支 払 備 金 繰 入	×××	×××	×××	×××				×××
(22) 事 業 貸 倒 引 当 金 繰 入	×××	×××	×××	×××	×××			×××
(23) 支 払 利 息	×××	×××	×××	×××	×××			×××
(24) 業 務 勘 定 繰 入	×××	×××	×××	×××	×××		△×××	
(25) 家 畜 人 工 授 精 支 出		×××			×××			×××
(26) 家 畜 診 療 所 勘 定 繰 入							△×××	
(27) 事 業 財 産 処 分 損					×××			×××
(28) 事 業 貸 倒 損 失	×××	×××	×××	×××				×××
(29) 事 業 減 損 損 失								×××
(30) 事 業 雑 損 失	×××	×××	×××	×××				×××
事業費用計	×××	×××	×××	×××	×××		△×××	×××
(4 業務支出)								
(1) 前 期 繰 越 業 務 不 足 金						×××		×××
(2) 支 払 賦 課 金						×××		×××
(3) 人 件 費						×××		×××
(4) 旅 費 交 通 費						×××		×××
(5) 事 務 費						×××		×××
(6) 業 務 費						×××		×××
(7) 普 及 推 進 費						×××		×××
(8) 施 設 費						×××		×××
(9) 損 害 評 価 費						×××		×××
(10) 損 害 防 止 費						×××		×××
(11) 諸 税 負 担 金						×××		×××
(12) 事 業 勘 定 繰 入						×××		×××
(13) 業 務 貸 倒 引 当 金 繰 入						×××	△×××	×××
(14) 業 務 雑 費						×××		×××
(15) 建 設 引 当 金 繰 入						×××		×××
(16) 修 繕 引 当 金 繰 入						×××		×××
(17) 更 新 引 当 金 繰 入						×××		×××
(18) 事 務 機 械 化 準 備 金 繰 入						×××		×××
(19) 業 務 引 当 金 繰 入						×××		×××
(20) 運 営 基 盤 整 備 準 備 金 繰 入						×××		×××
(21) 固 定 資 産 自 己 財 源 取 得 費						×××		×××
(22) リ ー ス 資 産 除 去 損						×××		×××
(23) リ ー ス 資 産 解 約 損						×××		×××
(24) 防 災 事 業 繰 延 残 金 繰 入						×××		×××
(25) 退 職 給 与 金 施 設 転 貸 福 祉 貸 付 支 払 利 息						×××		×××
(26) 有 価 証 券 処 分 損						×××		×××
(27) 有 価 証 券 評 価 損						×××		×××
(28) 業 務 財 産 処 分 損						×××		×××
(29) 業 務 貸 倒 損 失						×××		×××
(30) 業 務 雑 損 失						×××		×××
(31) 業 務 繰 延 残 金 繰 入						×××		×××
業務支出計						×××	△×××	×××
損 失 合 計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
当 期 剰 余 金	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××

(注) 不足金の勘定については当期剰余金の欄に(△)を付して表示する。

財 産 目 録

(平成 年 月 日現在)

オホーツク農業共済組合

項 目	農作物共済勘定	家畜共済勘定	畑作物共済勘定	園芸施設共済勘定	家畜診療所勘定	業 務 勘 定	内部取引消去	合 計
資 産 の 部								
流 動 資 産	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
固 定 資 産		×××			×××	×××		×××
資 産 合 計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
負 債 の 部								
流 動 負 債	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
固 定 負 債	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××
負 債 合 計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
差 引 純 財 産	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××

(注) 資産、負債の内容は貸借対照表のとおりである。

別表第10

第91条 キャッシュ・フロー区分、配列及び形式

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

オホーツク農業共済組合

(単位：円)

科 目	合 計
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
共済掛金及び交付金収入	×××
保険金、再共済金及び再共済手数料等収入	×××
診療収入	×××
受取補助金及び賦課金等収入	×××
その他の業務活動による収入	×××
保険料及び再共済掛金支出	×××
共済金支出	×××
診療諸掛による支出	×××
無事戻金支出	×××
人件費支出（診療人件費除く）	×××
その他の業務活動による支出	×××
小 計	×××
利息の受取額	×××
利息の支払額	×××
業務活動によるキャッシュ・フロー	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	×××
定期預金の預入による支出	×××
金銭信託の終了による収入	×××
金銭信託の開始による支出	×××
有価証券の償還による収入	×××
有価証券の売却による収入	×××
有価証券の取得による支出	×××
有刑固定資産の売却による収入	×××
有刑固定資産の取得による支出	×××
無刑固定資産の売却による収入	×××
無刑固定資産の取得による支出	×××
その他の投資活動による収入	×××
その他の投資活動による支出	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入による収入	×××
短期借入金の返済による支出	×××
長期借入による収入	×××
長期借入金の返済による支出	×××
リース債務の返済に支出	×××
その他の財務活動による収入	×××
その他の財務活動による支出	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 資金に係る換算差額	×××
V 資金増加額（又は減少額）	×××
VI 資金期首残高	×××
VII 資金期末残高	×××

剰余金処分案

区 分 \ 項 目	繰越不足金	当期剰余金	未処分剰余金
農作物共済勘定	×××	×××	×××
家畜共済勘定	×××	×××	×××
畑作物共済勘定	×××	×××	×××
園芸施設共済勘定	×××	×××	×××
家畜診療所勘定	×××	×××	×××

上記未処分剰余金を下記のとおり処理する。

1 農作物共済勘定

区 分 \ 項 目	法定積立金		特別積立金		摘 要
	当期	累計	当期	累計	
水 稲	×××	×××	×××	×××	法定限度額 ×××
麦	×××	×××	×××	×××	〃
合 計	×××	×××	×××	×××	

区分別の積立金の当期の金額は、既積立金総額（繰越不足金）と当期剰余金の合計額×××円を区分ごとの過不足累計額（水稲×××円（%）、麦×××円（%））により配分し、この配分額から既積立額を差し引いて得たものである。

2 家畜共済勘定

区 分 \ 項 目	法定積立金		特別積立金		摘 要
	当期	累計	当期	累計	
家畜共済勘定	×××	×××	×××	×××	

3 畑作物共済勘定

畑作物区分 \ 項 目	法定積立金		特別積立金		摘 要
	当期	累計	当期	累計	
○ ○ ○ ○	×××	×××	×××	×××	
合 計	×××	×××	×××	×××	

畑作物区分別の積立金の当期の金額は、既積立金総額（繰越不足金）と当期剰余金の合計額×××円を畑作物区分別の過不足累計額（何々×××円（%）、何々×××円（%）何々×××円（%））により配分し、この配分額から既積立額を差し引いて得たものである。

4 園芸施設共済勘定

区 分 \ 項 目	法定積立金		特別積立金		摘 要
	当期	累計	当期	累計	
園芸施設共済勘定	×××	×××	×××	×××	

別表第12

不足金処理案

区 分 \ 項 目	繰越不足金	当期剰余(不足)金	未処理不足金
農作物共済勘定	×××	×××	×××
家畜共済勘定	×××	×××	×××
畑作物共済勘定	×××	×××	×××
園芸施設共済勘定	×××	×××	×××
家畜診療所勘定	×××	×××	×××

上記未処理不足金下記のとおり処理する。

区 分 \ 項 目	法定積立金 による補填	特別積立金 による補填	繰越剰余金 による補填	繰越不足金
農作物共済勘定	×××	×××		×××
家畜共済勘定	×××	×××		×××
畑作物共済勘定	×××	×××		×××
園芸施設共済勘定	×××	×××		×××
家畜診療所勘定			×××	×××

別表第13

貸借対照表明細

ア 現金預金

種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
現 金					
小 払 資 金					
預 金	()	()	()	()	
当座預金					
普通預金					
通知預金					
定期預金					
外貨預金					
〇〇預金					
合 計	()	()	()	()	

上段()書は、投資その他の資産に計上される金額で内数である。

イ 金銭信託

信 託 先	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	()	()	()	()	
合 計	()	()	()	()	

上段()書は、投資その他の資産に計上される金額で内数である。

経理規則

ウ 有価証券

(ア) 有価証券の増減

種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	摘 要
国 債	()	()	()	()	
地 方 債	()	()	()	()	
特 殊 債	()	()	()	()	
社 債	()	()	()	()	
公社債投資信託受益証券	()	()	()	()	
貸付信託受益証券	()	()	()	()	
合 計	()	()	()	()	

上段()書は、投資その他の資産に計上される金額で内数である。

(イ) 流動資産として計上された有価証券

a 満期保有目的債券

種類及び銘柄	取 得 額	券 面 額	貸 借 対 照 表 計 上 額 ①	当期費用に含まれた評価差額	時 価 ②	評 価 差 額 ②-①	うち評価益 うち評価損	
							うち評価益	うち評価損
国 債 ○○○○								
地 方 債 ○○○○								
特 殊 債 ○○○○								
社 債 ○○○○								
公社債投資信託受益証券 ○○○○								
貸付信託受益証券 ○○○○								
合 計								

b その他有価証券

種類及び銘柄	取 得 額	時 価	貸 借 対 照 表 計 上 額	当期費用に含まれた評価差額	評 価 差 額	うち評価益 うち評価損	
						うち評価益	うち評価損
国 債 ○○○○							
地 方 債 ○○○○							
特 殊 債 ○○○○							
社 債 ○○○○							
公社債投資信託受益証券 ○○○○							
貸付信託受益証券 ○○○○							
合 計							

(ウ) 投資その他の資産として計上された有価証券

a 満期保有目的債券

種類及び銘柄	取得額	券面総額	貸借対照表計上額 ①	当期費用に含まれた評価差額	時価 ②	評価差額 ②-①	うち評価益 うち評価損	
							うち評価益	うち評価損
国債 ○○○○ ○○○○								
地方債 ○○○○								
特殊債 ○○○○								
社債 ○○○○								
公社債投資信託受益証券 ○○○○								
貸付信託受益証券 ○○○○								
合計								

b その他有価証券

種類及び銘柄	取得額	時価	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	評価差額	うち評価益 うち評価損	
						うち評価益	うち評価損
国債 ○○○○ ○○○○							
地方債 ○○○○							
特殊債 ○○○○							
社債 ○○○○							
公社債投資信託受益証券 ○○○○							
貸付信託受益証券 ○○○○							
合計							

エ 未収債権

勘定区分		前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
農作物共済勘定	未収農作物共済掛金 水 稲					
	麦					
	未収農作物交付金					
	未収農作物保険金 水 稲					
	麦					
	農作物雑未収金					
	農作物貸倒引当金	(-)	(-)	(-)	(-)	
	合計					

經理規則

勘 定 区 分		前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
家畜共済勘定	未収家畜共済掛金					
	死 傷 病					
	未収家畜交付金					
	未収家畜保険金					
	死 傷 病					
家畜雑未収金						
家畜貸倒引当金	(-)	(-)	(-)	(-)		
合 計						
畑作物共済勘定	未収畑作物共済掛金					
	○ ○ ○ ○					
	未収畑作物保険金					
	○ ○ ○ ○					
畑作物雑未収金						
畑作物貸倒引当金	(-)	(-)	(-)	(-)		
合 計						
園芸施設共済勘定	未収園芸施設共済掛金					
	未収園芸施設保険金					
	園芸施設雑未収金					
	園芸施設貸倒引当金	(-)	(-)	(-)	(-)	
合 計						
家畜診療所勘定	未収診療収入					
	病 傷 事 故					
	病 傷 事 故 外					
	診療所雑未収金					
診療所貸倒引当金	(-)	(-)	(-)	(-)		
合 計						
業務勘定	未 収 賦 課 金					
	事 務 費					
	特 別 防 災					
	業務雑未収金					
業務貸倒引当金	(-)	(-)	(-)	(-)		
合 計						
總 合 計						

才 雑資産

勘 定 区 分		前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
農作物共済勘定	仮前払費用					
	合 計					
家畜共済勘定	仮前払費用					
	合 計					
畑作物共済勘定	仮前払費用					
	合 計					
園芸施設共済勘定	仮前払費用					
	合 計					
家畜診療所勘定	仮前払費用					
	合 計					
業務勘定	仮前払金					
	有価証券前払利息					
	立替金					
	前払費用					
繰延不足金						
合 計						
總 合 計						

カ たな卸資産

種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
家畜診療所勘定 注射薬 内用薬 外用薬 注入挿入薬 麻薬 生物学的製剤 医療用消耗品 小 計					
業務勘定 共同購入品 貯蔵品 小 計					
合 計					

キ 共済資金（短期）

種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
合 計					

ク 有形固定資産

種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額 (減価償却相当額)	減損損失累計額 (減損損失相当額)	差引期末残高
家畜診療所勘定 診療用車両運搬具 医療器具機械 リース資産 小 計							
業務勘定 土地 建物 構築物 車両運搬具 機械器具 器具備品 建設仮勘定 リース資産 小 計					()	()	
合 計					()	()	
摘要 (1) 土地の内訳（住所地ごとの面積） (2) 建物の内訳（事務所、倉庫等別の棟数、延面積） (3) 車両運搬具の内訳（家畜診療所勘定、業務勘定別の種類別数量）							

1 「減価償却累計額（減価償却相当額）」欄の（ ）は、業務勘定の減価償却相当額である。

2 「減損損失累計額（減損損失相当額）」欄の（ ）は、業務勘定の減損損失相当額である。

ケ 無形固定資産

種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額 (減価償却相当額)	減損損失累計額 (減損損失相当額)	差引期末残高	摘 要
家畜診療所勘定 車両リース 預託金 リース資産 小 計								(数量、種類等を記入する。)
種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額 (減価償却相当額)	減損損失累計額 (減損損失相当額)	差引期末残高	摘 要

経理規則

種 類	前 期 繰越高	当 期 増加額	当 期 減少額	期 末 残 高	減価償却累計額 (減価償却相当額)	減損損失累計額 (減損損失相当額)	差引期 末残高	摘 要
業 務 勘 定					()	()		(数量、種 類等を記入 する。)
電 話 加 入 権						()		
差 入 保 証 金						()		
車 両 リ サ イ ク ル						()		
預 託 金						()		
リ ー ス 資 産					()	()		
○ ○ 権					()	()		
小 計					()	()		
合 計					()	()		

コ 外部出資

拠出又は出資先	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	摘 要
合 計					

サ 共済資金(長期)

種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	摘 要
合 計					

シ 未収債務

勘定区分	種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	摘 要
農作物共 済 勘 定	未 払 農 作 物 保 険 料					
	未 払 農 作 物 共 済 金					
	水 稲					
	麦					
	農 作 物 雑 未 払 金					
	合 計					
家畜共済 勘 定	未 払 家 畜 保 険 料					
	未 払 家 畜 共 済 金					
	死 傷					
	病 傷					
	家 畜 雑 未 払 金					
	合 計					
畑作物共 済 勘 定	未 払 畑 作 物 保 険 料					
	未 払 畑 作 物 共 済 金					
	○ ○ ○ ○					
	畑 作 物 雑 未 払 金					
	合 計					
園芸施設 共済勘定	未 払 園 芸 施 設 保 険 料					
	未 払 園 芸 施 設 共 済 金					
	園 芸 施 設 雑 未 払 金					
	合 計					
家畜診療 所 勘 定	診 療 所 雑 未 払 金					
	未 払 医 療 品 代 金					
	そ の 他 未 払 金					
	合 計					
業務勘定	未 払 賦 課 金					
	事 務 費					
	特 別 災					
	防 災					
	業 務 雑 未 払 金					
	合 計					
総 合 計						

ス 責任準備金

勘定区分	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要

セ 支払備金

勘定区分	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要

ソ 雑負債

種類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
農作物共済勘定					
家畜共済勘定					
畑作物共済勘定					
園芸施設共済勘定					
家畜診療所勘定					
業務勘定					
仮受金					
預り金					
前受収益					
防災事業繰延残金					
業務繰延残金					
小計					
合計					

タ 借入金

勘定区分	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
農作物共済勘定	()	()	()	()	
合計	()	()	()	()	
家畜共済勘定	()	()	()	()	
合計	()	()	()	()	
畑作物共済勘定	()	()	()	()	
合計	()	()	()	()	
園芸施設共済勘定	()	()	()	()	
合計	()	()	()	()	
家畜診療所勘定	()	()	()	()	
合計	()	()	()	()	
業務勘定	()	()	()	()	
合計	()	()	()	()	
総合計					

上段()書は、固定負債に計上される長期借入金の金額で内数である。

チ リース債務

短期・長期の別	勘定区分	区分	金額	摘要
短期 (1年以内返済予定リース債務)	家畜診療所勘定	〇〇〇〇		
		〇〇〇〇		
	合計			
	業務勘定	〇〇〇〇		
		〇〇〇〇		
	合計			
総合計				
長期 (1年超返済予定リース債務)	家畜診療所勘定	〇〇〇〇		
		〇〇〇〇		
	合計			
	業務勘定	〇〇〇〇		
		〇〇〇〇		
	合計			
総合計				

経理規則

ツ 資産除去債務

短期・長期の別	勘定区分	前期繰越高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	資産除去債務の履行による減少額	期末残高	摘要
短期（1年以内に履行が見込まれるもの）	家畜診療所勘						
	業務勘定						
	合計						
長期（1年以内に履行が見込まれないもの）	家畜診療所勘						
	業務勘定						
	合計						

テ 退職給付引当金

区 分	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債券合計額					
退職一時金に係る債務					
厚生年金基金等に係る債務					
未認識過去勤務債務及び未確認数理計算上の差異					
年金資産					
退職給付引当金所要額					
退職給付引当金					

ト その他の引当金等

区 分	前期繰越高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		

ナ 処分済剰余金

勘定区分	種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
農作物共済勘定	法定積立金					
	水 稲					
	麦					
	小 計					
特別積立金	水 稲					
	麦					
	小 計					
	合 計					
家畜共済勘定	法定積立金					
	特別積立金					
	合 計					
畑作物共済勘定	法定積立金					
	〇 〇 〇 〇					
	小 計					
	特別積立金					
園芸施設共済勘定	〇 〇 〇 〇					
	小 計					
	合 計					
	園芸施設共済勘定	法定積立金				
家畜診療所勘定	特別積立金					
	繰越剰余金					
合 計						
総 合 計						

ニ 固定資産見合純財産

種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
外部出資見合純財産					
有形固定資産見合純財産					
無形固定資産見合純財産					
合 計					

損益計算書明細

ア 事業勘定関係 その1

(主要収益)

勘定区分	種類	共済掛金	交付金	保険金	連合会特金 別交付金	受取補助金	摘要
農作物共済勘定	水 稲 麦 合 計	円	円	円	円	円	
家畜共済勘定	死 廃 病 傷 合 計	}	}				
畑作物共済勘定	○ ○ ○ ○ 合 計						
園芸施設共済勘定							
総 合 計							

(主要費用)

勘定区分	種類	保険料	共済金	無 事 戻 金		摘 要
				金 額	対 象 者 数	
農作物共済勘定	水 稲 麦 合 計	円	円	円	人	
家畜共済勘定	死 廃 病 傷 合 計	}				
畑作物共済勘定	○ ○ ○ ○ 合 計					
園芸施設共済勘定						
総 合 計						

事業勘定関係 その2

診 療 所 収 支 明 細

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減 (△)	摘 要
病 傷 事 故 診 療 収 入	円	円	円	
病 傷 事 故 外 診 療 収 入				
診 療 雑 収 入				
診 療 所 貸 倒 引 当 金 戻 入				
診 療 所 受 取 補 助 金				
業 務 勘 定 受 入				
人 工 授 精 収 入				
家 畜 共 済 勘 定 受 入				
診 療 所 財 産 処 分 益				
診 療 所 雑 利 益				
収 入 計				

経理規則

診療人件費				
職員給料手当				
法定福利費				
厚生福利費				
退職給付引当金繰入				
往診旅費				
一般旅費				
嘱託獣医師費				
診療所維持費				
賃借料				
事務費				
光熱水費				
保険料				
公課費				
修理費				
往診費				
賃借料				
嘱託診療費				
医療品消費費				
委託費				
車両リサイクル費				
雑費				
減価償却費				
診療所リース資産除去損				
診療所リース債務解約損				
診療所貸倒引当金繰入				
業務勘定繰入				
建設引当金充当繰入				
修繕引当金充当繰入				
更新引当金充当繰入				
人工授精支出				
診療所財産処分損				
診療所貸倒損失				
診療所減損損失				
診療所雑損失				
予備費				
支出計				
過不足				

事業勘定関係 その3

家畜人工授精事業収支明細

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減 (△)	摘 要
	円	円	円	
○ ○ ○ ○ ○ ○ 収 入 計				
○ ○ ○ ○ ○ ○ 予 備 費				
支 出 計				
過 不 足				

イ 業務勘定関係 その1

業務収支明細 (収入の部)

損益計算書科目	内 訳	予 算 額	決 算 額	増 減 (△)	摘 要
前期繰越業務残金		円	円	円	
前期防災事業繰越残金					
受 取 補 助 金	事務費補助金				
	損害防止費補助金				
	その他補助金				
	小 計				
受 取 奨 励 金					
賦 課 金	事務費賦課金				
	水 稻 共 済 割				
	麦 共 済 割				
	家 畜 共 済 割				
	畑 作 物 共 済 割				
	園 芸 施 設 共 済 割				
	組 合 員 割				
	特別費賦課金				
	水 稻 共 済 割				
	麦 共 済 割				
	家 畜 共 済 割				
	畑 作 物 共 済 割				
	園 芸 施 設 共 済 割				
	組 合 員 割				
	防 災 賦 課 金				
	小 計				
	受 託 収 入	収入保険受託収入			
その他受託収入					
小 計					
損 害 防 止 収 入					
受取損害防止事業負担金	受取一般損害防止事業負担金				
	受取特定損害防止事業負担金				
	小 計				
受 取 寄 付 金					
受 取 利 息					
事 業 勘 定 受 入	農作物共済勘定受入				
	家畜共済勘定受入				
	畑作物共済勘定受入				
	園芸施設共済勘定受入				
	家畜診療所勘定受入				
	小 計				
業務貸倒引当金戻入					
業 務 雑 収 入					
建 設 引 当 金 戻 入					
修 繕 引 当 金 戻 入					
更 新 引 当 金 戻 入					
退職給与金施設預託金付加金 収 入					
退職給与金施設転貸福祉貸付 受 取 利 息					
有 価 証 券 処 分 益					
業 務 財 産 処 分 損					

経理規則

損益計算書科目	内 訳	予 算 額	決 算 額	増 減 (△)	摘 要
業 務 雑 利 益					
事務機械化準備金戻入					
業務引当金戻入					
運営基盤整備準備金戻入					
業務繰延不足金繰入					
合 計					

(支出の部)

損益計算書科目	内 訳	予 算 額	決 算 額	増 減 (△)	摘 要
前期繰延業務不足金		円	円	円	
支 払 賦 課 金	事務費賦課金				
	特別賦課金				
	防災賦課金				
	小 計				
人 件 費	役員報酬				
	職員給料手当				
	法定福利費				
	厚生福利費				
	退職給付引当金繰入				
	退職給与金				
	(-)退職給付引当金戻入				
	賃 金				
小 計					
旅 費 交 通 費	役員旅費交通費				
	職員旅費交通費				
	小 計				
事 務 費	通信運搬費				
	図書印刷費				
	消耗品費				
	手数料				
	小 計				
業 務 費	会 議 費				
	交 際 費				
	講 習 会 費				
	業務支払利息				
	委 託 費				
	報 酬				
	委員等旅費				
	諸 謝 金				
小 計					
普 及 推 進 費	広 報 費				
	事業奨励費				
	小 計				
施 設 費	光 熱 水 費				
	備 消 品 費				
	燃 料 費				
	賃 借 料				
	修繕維持費				

損益計算書科目	内 訳	予 算 額	決 算 額	増 減 (△)	摘 要
	保 險 料				
	車 両 リ サ イ ク ル 費				
	小 計				
損 害 評 価 費	報 酬				
	旅 費				
	会 議 費				
	賃 金				
	賃 借 料				
	燃 料 費				
	実 測 費				
	実 測 器 具 購 入 費				
	雑 費				
小 計					
損 害 防 止 費					
諸 税 負 担 金	公 課 費				
	関 係 団 体 負 担 金				
	小 計				
事 業 勘 定 繰 入	農 作 物 共 済 勘 定 繰 入				
	家 畜 共 済 勘 定 繰 入				
	畑 作 物 共 済 勘 定 繰 入				
	園 芸 施 設 共 済 勘 定 繰 入				
	家 畜 診 療 所 勘 定 繰 入				
	小 計				
業 務 貸 倒 引 当 金 繰 入					
業 務 雑 費					
建 設 引 当 金 繰 入					
修 繕 引 当 金 繰 入					
更 新 引 当 金 繰 入					
固 定 資 産 自 己 財 源 取 得 費	外 部 出 資 費				
	有 形 固 定 資 産 取 得 費				
	無 形 固 定 資 産 取 得 費				
	小 計				
リ ー ス 資 産 除 去 損					
リ ー ス 債 務 解 約 損					
防 災 事 業 繰 延 残 金 繰 入					
退 職 給 与 金 施 設 転 貸 福 祉 貸 付 支 払 利 息					
有 価 証 券 処 分 損					
有 価 証 券 評 価 損					
業 務 財 産 処 分 損					
業 務 貸 倒 損 失					
業 務 雑 損 失					
事 務 機 械 化 準 備 金 繰 入					
業 務 引 当 金 繰 入					
運 営 基 盤 整 備 準 備 金 繰 入					
業 務 繰 延 残 金 繰 入					
計					
予 備 費					
合 計					

防 災 事 業 収 支 明 細

科 目	予 算 額			決 算 額			増 減 額		
	予算総額	一般	家畜特損	決算総額	一般	家畜特損	増減損額	一般	家畜特損
前期防災事業繰延残金 受取補助金 防災賦課金 水稲共済割 麦共済割 家畜共済割 死 産 疾病傷害 畑作物共済割 園芸施設共済割 組合員割 損害防止収入 受取損害防止事業負担金 事業勘定受入 農作物共済勘定受入 家畜共済勘定受入 畑作物共済勘定受入 園芸施設共済勘定受入 家畜診療所勘定受入 業務勘定受入額 収入計									
旅費交通費 職員旅費交通費 事務費 図書印刷費 損害防止費 薬剤費 賃金 賃借料 燃料費 技術者雇上料 旅費 器具購入費 修理費 委託費 雑費 小計 支払防災賦課金 業務勘定繰入 防災事業繰延残金繰入 固定資産自己財源取得費 支出計									

別記様式第1号

部長	次長	課長	課長補佐	係長	科目	
					年月日	

支 払 証 明 書

金 _____ 円也

オホーツク農業共済組合 様

摘要	
----	--

上記のとおり支払いしました。

平成 年 月 日 行為者氏名 _____ 印

上記のとおり支払いを確認しました。

平成 年 月 日 経理課長氏名 _____ 印